

海の安全レポート

第七管区海上保安本部
海の安全推進室
TEL.093-331-6395 (交通部安全対策課)

第134号 平成29年4月

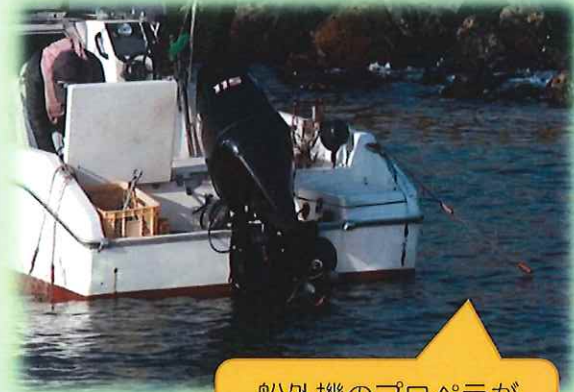
BACKNUMBER

http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_anken_report/

絡網によるトラブル多発中!!

【事例①】

A丸は釣り場所を探して航走していたところ船体後部に強い振動を感じました。舵が効かなくなったことから原因を調べるために船体後部にある点検口を開けたところ、点検口から海水と一緒に網が侵入し、除去することが出来なくなり、航行不能となりました。



船外機のプロペラが
漂流漁網に絡網

【事例②】

B丸は新造の漁船で、船員4名乗船し、上五島町所在の造船所を出港しました。高知向け回航中、的山大島北方で海を漂う漁網に絡網し航行不能となりました。巡視船及びB丸手配の救助船が救助に向かい、救助船により現場近くの漁港まで曳航されました。

海上を漂流する漁網
(写真中央 赤色線状物)



海上には、思いもよらぬところに漂流物があります。
しっかり見張りを行いましょう!!

漂流物情報に留意してください!

3月頃から、福岡・対馬沖及び萩沖の海上において、漁網が漂流しているとの通報が相次いでいます。

海上保安庁では流木など漂流物の発見情報を入手したときは「航行警報」及び「海の安全情報」によりお知らせしています。「海の安全情報」では、漂流物情報を『緊急情報』としてメール配信しています。『利用者登録』していただくと、携帯電話で情報を確認することができます。

アドレス登録→<http://www7.kaiho.milt.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>

「海の安全情報」・「航行警報」などの安全情報を積極的に入手し、事故防止に活用してください。

☆ゴールデンウィークにおける海の安全推進活動☆

第七管区海上保安本部では、ゴールデンウィークを迎え、マリナー活動が活発化し、海浜・海域での事故の発生が予想されることから、磯場や防波堤などで釣りをする人たちの海中転落事故及びプレジャーボートの事故のうち特に釣り中の衝突事故の減少を図るため、安全推進活動を実施します。

1 ゴールデンウィーク安全推進活動期間

4月29日(土)から5月7日(日)の9日間

2 実施する活動

- (1) 釣り中の海中転落事故が多発している磯場、防波堤、岸壁等の巡回安全指導
- (2) 洋上での安全指導(合同パトロール等)
- (3) マリナー関係のマリーナ、釣具店等のショップを訪問した安全指導
- (4) 海難防止講習会の開催
 - ① プレジャーボート愛好者等を対象とした海難防止講習会での安全指導
 - ② 小型船舶操縦士免許更新時の講習での安全指導
- (5) テレビ、ラジオ等のメディアのほか、電光掲示板等を活用した安全啓発活動

3 重点指導事項

釣り中の事故防止・プレジャーボート事故の防止を中心に指導、啓発活動を実施します。

◎釣り中の事故の防止

- ・防波堤、岸壁など比較的安全と思われる場所でも救命胴衣を着用するよう指導する。
- ・磯場での釣りの場合、海中転落に対応できるように、救命胴衣の着用と、複数人で行動することを指導する。

◎プレジャーボート事故の防止

- ・航行中のみならず、漂流・錨泊中の見張りを徹底するように指導する。
- ・発航前検査、危険操縦の禁止、救命胴衣着用等の船舶職員及び小型船舶操縦者法に定める小型船舶操縦者の遵守事項について指導する。

※海上保安庁への「118番」通報

「118番」はその土地を管轄する管区海上保安本部の司令センター(第七管区海上保安本部では北九州市門司区)に繋がります。通報の際は、正確な場所と事故の状況を落ち着いて通報しましょう。

海で命を守る 3つのポイント

- ライフジャケットの常時着用
- 連絡手段の確保
防水携帯電話の携行!
- 海のもしものは「118番」



海上保安庁第七管区海上保安本部



★ 今月の Topic 「海洋生物らしきもの」 ★

対馬巖原港沖において、高速船が海洋生物らしきものと衝突するという事故が発生しました。福岡湾においても、数匹の海洋生物らしきもの目撃情報があり、また大分県府湾では、巡視艇がクジラを発見し写真撮影に成功しました。このような予期せぬ事態が発生しています。皆さん気をつけて航行してください。

